

岐阜市インターンシップ実施要綱

平成16年3月30日決裁

改正 平成20年3月28日決裁

改正 平成26年3月28日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、学生に対し公務の就業体験（以下「実習」という。）を行わせることにより、大学等における教育機能を強化し、学生の行政に関する理解を深めるとともに、積極的かつ優秀な人材の育成に資することを目的として、岐阜市が実施する学生実習生受入制度（以下「インターンシップ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実習対象者)

第2条 インターンシップの対象者は、大学生であって、次の各号のいずれにも該当すると認められる者とする。ただし、市長が特に認めた者は、この限りでない。

- (1) 岐阜市に在住する者（将来在住する予定の者を含む。）
- (2) 在籍する大学等から推薦された者
- (3) 行政に関心を有する者
- (4) 実習の成果を今後の研究活動に反映し、自らの資質の向上と自己啓発に努めることができる者
- (5) 服務規律を遵守することができる者

(実施期間)

第3条 実習の実施期間は、原則として大学等の夏期休業日中で市長の定めた一定期間とする。ただし、実習を許可された者（以下「実習生」という。）が在籍する大学等の代表者と行政部長の協議のうえ、変更することができるものとする。

(実習時間)

第4条 実習の実施時間（以下「実習時間」という。）は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、市長が必要があると認める場合は、これを変更することができる。

(報酬等)

第5条 市は、実習生に対して、報酬・給料、手当、実習の実施に伴う交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も負わない。

(服務)

- 第6条 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- 2 実習生は、実習時間中、市職員が遵守すべき法令、条例等及び実習生の指導、監督等を担当する職員（以下「実習指導者」という。）の指導、指示等に従わなければならない。
 - 3 実習生は、市の名誉をき損するような言動を行ってはならない。
 - 4 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。
 - 5 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合は、事前に市長の承認を得なければならない。
 - 6 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合は、実習指導者にその旨連絡しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、事後速やかに行わなければならない。

(誓約)

第7条 実習生は、別に定める誓約書（様式第1号）を、事前に市長に提出しなければならない。

- 2 実習生が在籍する大学等の代表者は、この誓約の遵守について指導を徹底するとともに、実習生の傷害保険及び損害賠償保険の加入をあらかじめ確認するものとする。

(事故責任等)

第8条 実習生は、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

- 2 実習生は、故意又は過失によって市又は第三者に対して損害を与えた場合は、直ちに自らの責任において弁償しなければならない。

(実習生の受入手続)

第9条 インターンシップにより在籍する学生を実習させようとする大学等の代表者は、岐阜市インターンシップ推薦書（様式第2号）及びインターンシップ担当者報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、次の各号に掲げる条件をいずれも満たす場合に、受入れを行うものとする。
 - (1) 希望する実習の目的及び内容が第1条の趣旨に沿ったものであること。
 - (2) 実習を希望する学生が、第2条の基準に該当すること。
 - (3) 市の業務に支障がないと認められること。
- 3 前項の規定により受入れを行うことを決定した場合は、市長は、その旨を大学等へ通知するものとする。

(実習指導者、実習プログラム及び受入部署の役割)

第10条 実習生が実習を行う部署の長は、実習の円滑かつ適切な実施を図るため、部署内の職員のうち適当と認められる者を実習指導者として指名するものとする。

- 2 実習指導者は、行政部職員育成課長と協議の上、インターンシップ実習プログラム（様式第4号）を定めるものとする。
- 3 実習指導者は、学生が在籍する大学等の代表者から実習結果等についての報告を求められたときは、これを作成し、学生が在籍する大学等の代表者及び行政部職員育成課長に提出するものとする。

(実習の中止)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

- (1) 実習生が第6条の規定に違反した場合
 - (2) 実習を継続することにより、市の業務に支障が生じ、又はそのおそれが認められる場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実習の目的を達成することが困難であると認められる場合
- 2 市長は、前項の規定により実習を中止する場合は、その旨を当該学生が在籍する大学等の代表者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。